

このかレター

2023年 第1号 (10月9日発行)

編集・発行 ● 「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」運営チーム

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室

RAIK内 外キ協事務局

電話 (03) 3203-7575 E-mail: nanminkikin@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

難民申請者、仮放免者たちは今・・・

● 渡邊さゆり (「難民・移民基金」運営チーム/マイノリティ宣教センター共同主事)

● 「仮放免者」とは誰？

「仮放免者」と呼ばれる人は、本当はいない。入管収容施設から「仮放免」された人びとも、社会を構成する、大切な名前がある一人だからです。

その人びとは夢を抱く権利があります。将来を思い描き、好きなことや嫌いなことがあり、ちょっとした楽しみや辛いこともあります。ところが、日本にやってきて——やっとの思いで日本にたどり着いて、これから新しい生活を始められると思っていたのです。しかし、日本の難民審査の高い壁にぶち当たり、入国管理の理不尽な縛りが襲い、劣悪な収容施設に収監された経験を持つ人が多いのです。のちに「仮放免者」という立場を背負わされても、必死に生きています。なかには精神的にいのちを続けることに危機を感じ、全く何もすることができないような状況に置かれる人もいます。

このことに私自身が気づかなかったのは、「仮放免者」が日本社会の数的マイノリティだから、だけではありません。社会的権利を奪われ、質的マイノリティにされているために、その声が届かなくされているからです。それ以上に、日本社会全体が、日本に住んでいる難民・移民を「よそ者」「帰るべき人

という眼差しを当てる風潮に、私自身が埋没していたのだと思います。

実際に仮放免の立場にいる人びとと会うことは通常は稀でしょう。すれ違っても外見上はわかりません。彼女ら彼らの個々の物語に触れるに足る信頼と交流が欠如し、知らない人として通り過ぎることができているのです。自分のあまりの無関心さ、無感覚さを悔い改めるほかありません。

断片的ではあったにせよ、知ることとなった内容の一部を、この通信でお伝えします。2023年6月9日に強行採決された改悪入管難民法による人権侵害がすでに起こっている今、恐ろしいこの現実を皆さんと共有したいと思います。

● 20年前に渡日した一家

首都圏に住んでいる、ある家族の話です。両親は20年近く前に渡日。そのとき妊娠していた妻は日本で出産し、育児が始まりました。両親は、出身国の政情不安による帰国困難を申し出て、難民申請をしました。しかし不認定、在留資格もなくなりました。子どもは、日本で生まれましたが、両親の出身国と紐づけられ、生まれながらにして日本では非正規滞在者となります。

仮放免となっている両親は就労が許されません。住まいは支援者から提供された家です。しかし、支援金が尽きると、電気、ガス、水道、ライフラインが止まります。仕事ができない状況で、市民団体からの支援だけで子どもを育てて生活することは、とうてい不可能です。

このたびの改悪入管難民法では、3回以上の難民申請をする人を強制退去できると定めています。もし、現在の難民認定審査が通らなければ、両親の出身国には行ったことのない子どもも、退去強制の対象になります。また18歳を超えた子どもは、今回の子ども特別措置の対象外にされています。

先月、支援者の住宅提供ができなくなり、この家族は移動を余儀なくされました。引越し当日、水道も、電気もすぐには通りませんでした。以前の住まいでの不払いが理由です。それらが支払われなければ供給されないとのこと。子どもは学校から帰ると、懐中電灯をつけます。もちろん、空調もありません。

すぐにでも在留特別許可が出てもおかしくないのですが、改悪法ではその枠も狭くされたことを知ったこの家族は、不安が増すばかりです。支援金に頼り、地域の人びとの善意のみで生活を維持するしかない状況が続きます。

●「朝が来るのが怖い…」

10年ほど前に観光ビザを得て渡日した30代後半の男性は、現在東京に住んでいます。

彼の出身国では、少数民族は正規の国民ではないとされ、宗教や生活習慣を理由に、大虐殺の被害に遭っています。彼は出身国で生き残ることが困難と判断し、知人を頼り、命からがらようやく日本に辿り着きました。

入国後すぐに彼は、自分が国際的にも認められている難民であることを申し出、難民申請をしました。しかし一回目、二回目も、日本政府は彼を難民とは認めてくれず、仮放免の状態です。第三回目の申請をした直後に、入管難民法が改悪されました。

就労が許されない彼は、知人のついで、支援団体のシェルターに入居しながら過ごしています。「仕事がないから何でもできるのではなく、働きたいのに働けないので、人間として扱われていない」と彼はいつも言います。

このたびの入管難民法の改悪で、彼は出身国に無理やり送り返されるのでは、と不安にかられます。改悪法が成立した6月9日は、悲しすぎて、死にたいとまで言いました。友だちになった日本人にそのことを言うと、一緒に頑張ろうと言ってくれて、なんとか生き延びているけれども、ひとりになると、いつ呼び出されて飛行機に押し込められて、今度は出身国の空港で殺されるかもしれない、と思い詰めるそうです。朝が来るのが怖い、と彼は言います。生活は、支援者からのサポートや、同じ国の友人で働いている人がシェアしてくれるもので何とか賄っていますが、不安と恐怖から逃れられない、と彼は言います。

入管難民法の改悪から4カ月・・・

6月9日◆「改悪」入管難民法が成立

入管難民法の改悪案が参議院で可決され、成立。市民団体や教会関係団体、弁護士団体の抗議声明が相次ぎ、また新聞・テレビも批判的に報じました。ある新聞は「うごめく『帝国』の亡霊」と題して、「どうにも合理的な理由が見つからない。…なのに、なぜ改正したのか。入管行政のDNAがなした業と

しか思えない。DNAとは敗戦から78年たっても、消えない旧帝国の植民地主義体質である」と論断。

7月19日◆東京高裁、

「裁判を受ける権利を侵害」と判決

入管がガーナ人に対し、難民不認定通知と強制送還の日を意図的に同日にしたことによって提訴の機会を奪ったとして、「憲法32条が保障する裁判を受

ける権利を侵害した」と認定し、国に50万円の賠償を命じました。これまで入管は、難民不認定への不服申し立ての結果直後に強制送還するというところを、常套手段としてきましたが、その歯止めを。

8月4日◆仮放免の子どもたちに例外的措置

斎藤法務大臣は記者会見で、日本生まれで在留資格がなく強制送還の対象となる外国籍の子どもと、その家族に在留特別許可を付与する、と発表。これは「少しだけ前進」とも言えますが、この措置には多くの問題点があります。①あくまで例外的な措置であること、②日本で生まれ18歳未満であること、③親が偽造パスポートで入国したなど「看過し難い」経歴がある場合は対象外としていること。結局、日

本生まれの201人のうちおよそ140人の子どもとその家族が対象となるといいます。

しかしこれでは、幼児のとき親と一緒に渡日した子どもや、日本生まれですでに18歳を超えた青年は対象外とされます。しかも③の条件では、子どもにはいっさい責任がないのに除外されてしまいます。このような不合理な条件によって、「保護される子ども」と「排除される子ども」と線引きすることは、根本的に間違っています。

在留資格のない子どもには、国籍や年齢、出生地、親の入国・在留歴にかかわらずすべて保護すべきです。それは、子どもの権利条約など国際人権条約が締約国に求めていることなのです。

●佐藤信行（「難民・移民基金」運営チーム）

「難民・移民基金」この4カ月・・・

6月9日●外キ協は「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」を出し、全国の教会・教会関係団体に賛同を呼びかける。全国の教会や教会関係団体から、賛同と連帯のメッセージが寄せられる。

7月3日●「教会共同声明」に賛同してくれた126の教派・団体・関係委員会・個教会・修道会に声明の最終版を送ると共に、「難民・移民基金」設立に向けて、関係団体の実務者の助言を受けながら準備を始める。

7月26日●「難民・移民基金」運営チーム第1回会議、基金の目的や実施要項を話し合う。

8月20日●「難民・移民基金」運営チーム第2回会議、基金への献金を呼びかけるチラシを作成し、共同声明に賛同してくれた教会・団体に送る。

8月25日●『外キ協ニュース』第123号に同封して、基金への協力をよびかけるチラシを全国発送(約500通)。

9月5日●「難民・移民基金」運営チーム第3回会議、基金の専従事務局員を置くと共に、実務態勢を整える。

9月8日●難民・移民フェス出張版(屋内編)でアピール、会場：関東学院教会追浜チャペル。

9月9日●大阪YWCAでの渡邊さゆりさん講演会でアピール(ハイブリット)。

9月21日●外キ協リレー集会①で特別アピール、会場：西南学院教会(ハイブリット)／講師：李明生さん／主催：日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会。

9月24日●外キ協リレー集会②で佐藤信行さん講演でアピール、会場：西南KCC(ハイブリット)／主催：九州・山口外キ連。

9月26日●戦争をゆるさないキリスト者の会での渡邊さゆりさん講演でアピール(オンライン)。

9月27日●「難民・移民基金」運営チーム第4回会議、基金の輪をさらに広げるために基金ニュース発行や集会開催などの企画を立てる。



ここのか祈祷会



はじまります！ぜひご参加ください

毎月9日19:30~20:00に、緊急基金につながるひとたちと共に、祈り・分かち合うひとときをオンライン(Zoom)でもちます。基金報告、発題や証、参加者同士の分かち合いなど。

どなたでもぜひお気軽にご参加ください。(2023年11月9日~2024年7月9日まで)

第1回目は、11月9日(木)19:30~20:00

〔内容〕①開会のいのり、②基金報告(事務局)、
③発題「基金がめざすもの」(佐藤信行)、
④分かち合い、⑤閉会の祈り

●Zoomリンクはこちら

ミーティングID: 815 7644 8847

パスコード: 798850



「難民・移民基金」に献金 教会・団体・個人

(2023年8月6日～10月4日)

幼きイエス会(ニコラ・バレ) 寝屋川キリスト教会 横浜桐畑教会 日独ユースミッション 2023
イエズス会社会司牧センター 浦安教会 日本キリスト教協議会女性委員会
日本基督教団九州教区北九州地区ヤスク二人権委員会 日本キリスト教団巣鴨ときわ教会
日本自由メソヂスト教団 日本聖公会東京教区人権委員会 キリスト者平和ネット
日本基督教団四街道教会 栗田英昭 岡田幸助 佐々木国夫 奈良いずみ 高橋礼子
井田泉 金成元 八木淳司 比企敦子 岸まち子 原科浩 秋葉正二 他7名(匿名)

献金合計額: 1,565,454 円 感謝

私たちはこれから・・・

- 「難民・移民基金」に皆様から寄せられた献金から、
難民申請者・仮放免者・非正規滞在者に支援金を渡す作業を11月から始めます。
- 「難民・移民基金」の輪をさらに広げるために、
各教派・団体、各委員会、各教区、個教会、キリスト教学校に協力を呼びかけます。
また10月～11月、各地で開かれる諸集会で「難民・移民基金」への参加を訴えます。

◇10月27日(金) 18:00～20:00

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会③】
会場: 札幌司教区カトリックセンター／講師: 金迅野さん
(在日大韓基督教会横須賀教会牧師)「暴力にあらがういのちのこばを紡ぎなおす～マイノリティとともにあるキリスト者の道」／特別アピール: 「難民・移民基金」／
主催: 北海道外キ連・日本福音ルーテル教会社会委員会

◇10月28日(土) 13:30～15:30

(対面とオンライン併用) 会場: 日本基督教団岡山教会／
講師: 渡邊さゆりさん「つないだ手を離さない～まわりにいる外国人のこと」／2023年度日本基督教団東中国教区宣教部社会委員会「人権集会」

◇11月4日(土) 11:00～15:00

第4回難民・移民フェス
会場: 杉並区柏の宮公園／主催: 実行委員会

◇11月17日(金) 13:30～15:30

(対面とオンライン併用) 会場: 救世軍神田小隊 ACWCJ
1日研修会／発題: 渡邊さゆりさん「神の創造への小さな応答」

◇11月18日(土) 14:00～16:00

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会④】
会場: 日本キリスト教会横浜桐畑教会／講師: 山田貴夫さん(ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク)

「多文化共生のまちづくり～川崎の経験から考える」／特別アピール: 「難民・移民基金」／主催: 神奈川外キ連

◇11月19日(日) 15:00～17:00

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会⑤】
会場: 在日大韓基督教会広島教会／講師: 大久保正禎さん
(日本基督教団西片町教会牧師)「関東大震災朝鮮人虐殺～官民によるヘイトの構造～」／特別アピール: 「難民・移民基金」／主催: 広島外キ連・日本基督教団西中国教区宣教委員会社会部

◇11月21日(火) 19:00～20:30

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会⑥】
会場: カトリック大阪大司教館 1階会議室／講師: 榎井縁さん(大阪大学特任教授)「世界に通用する移民政策と多文化共生社会の在り方」／特別アピール: 「難民・移民基金」／主催: 関西代表者会議・関西外キ連

◇11月30日(木) 18:00～20:30

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会⑦】
会場: NCC(日本キリスト教会館 2F)／講師: 山田拓路さん(NPO法人メタノイア 代表)「外国にルーツのある子どもたちのいま～日本語教育の不足と入管法改悪のはざままで」／特別アピール: 「難民・移民基金」／主催: NCC 在日外国人の人権委員会

◆申込先など詳細は外キ協ホームページ <http://www.gaikikyo.jp> をご覧ください。